

サラリーマンなどが加入する厚生年金（公務員が加入する共済年金も含む）は給与などの報酬の額に応じて保険料を納付し、その記録に基づいて厚生年金（共済年金も含む）が支払われます。

離婚をした場合、二人の婚姻期間中の厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。離婚から2年以内に手続きを行う必要がありますので、お早めに年金事務所へご相談ください。

年金の分割方法

①合意分割制度

- ・二人の合意により婚姻期間中の厚生年金記録を分割できます。
- ・二人の合意がまとまらない場合は当事者の一方からの請求により、裁判所が按分割合を定めることができます。

②3号分割制度

- ・国民年金の第3号被保険者（厚生年金の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満）であった方からの請求により、厚生年金記録を分割できます。
- ・年金分割の割合は2分の1ずつとなります。
- ・平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

※①②のいずれの制度も共済組合の組合員である期間を含みます。

岡崎阜南年金事務所 ☎273-6161



消防署 風水害への備え

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

近年、異常気象により洪水や土砂災害といった自然災害が全国的に相次いで発生しています。記憶に新しいものでは、「令和元年東日本台風」による河川氾濫や、「令和2年7月豪雨」による土砂災害などがあります。これらの災害で気を付けなければならないのは、警報が発令されても、「まだ大丈夫だろう」という気持ちから避難が遅れ、被災するということです。

被災しないためには、警報が発令されたら素早く避難できるよう、日ごろの「備え」が大切です。風水害から身を守るために、次の3つの「備え」を知っておきましょう。

①家の外の備え

- ・窓や雨戸はカギをかけ、必要に応じて補強する。
- ・側溝や排水溝を清掃し、水はけを良くしておく。
- ・風で飛ばされそうなものは飛ばないように固定するか、家の中へ収納する。



②家の中の備え

- ・非常用品の確認をする。懐中電灯、携帯用ラジオ、救急薬品、衣類、非常用食品、携帯ボンベ式コンロ、貴重品、マスクなど。
- ・室内からの安全対策をする。飛散防止フィルムなどを窓ガラスに張り、万一の飛散物の飛び込みに備えてカーテンやブラインドを閉めておく。
- ・水の確保をする。断水に備えて飲料水の用意、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保する。

③避難場所、避難経路の確認

- ・ハザードマップなどを活用し、避難場所の確認と、そこまでの経路を確認し、二次災害の恐れがある危険箇所を把握しておきましょう。